

日本基督教連盟における教会合同運動の契機

— 宣教師団体との関わりを手掛かりに —

The Motive of Church Union Movement in The National Christian Council of Japan

— Through the Relationship with Mission —

落 合 建 仁

Kenji OCHIAI

1. はじめに

1. 1. 研究の視角

本稿執筆の根本動機は、1941〔昭和16〕年に、日本におけるプロテスタント諸教派合同によって成立した「日本基督教団」の本質が何であったかを理解することである。そのためには、まず、日本キリスト教史上重要な出来事として記憶される日本基督教団成立の、その経緯を正確に跡付ける作業が必要であり、その一環として、成立契機の一部を解明することもまた必然的に求められるのでは言うまでもない。

よって、本稿はそのような問題意識をもって展開されることになるが、合同教会としての日本基督教団が成立していく過程の全体像を把握する上で、特に、「日本基督教連盟¹⁾」との関わりを精密に把握する必要があると考える。なぜならば、日本基督教団の成立の要因は、笠原芳光の分析によれば、宗教団体法²⁾による「外発的要因」と、それ以外の「内発的要因」があり、その内発的要因もさらに分析するならば、「日本の教会の内部から発する合同への志向と、外国の教会の合同、たとえばカナダ合同教会の実現などが刺戟となった、いわば外発的な要素にわかれ

る³⁾」とされるわけであるが、この「外発的要因による内発的要因」とは、当時の世界教會的出来事としてのエキュメニカル運動⁴⁾を背景にしつつ、「日本基督教ミッション同盟」(Federation of Christian Missions in Japan)が、1925〔大正14〕年8月2-6日に軽井沢で行われた第24回日本基督教ミッション同盟年会(The Twenty-fourth Annual Meeting of the Federation of Christian Missions in Japan, 以下「1925年夏の年会」)における決議に基づいて、日本基督教連盟へ教会合同促進に関する二つの申し入れを行い、そして、それを受けた日本基督教連盟が、同年10月に行われた第3回日本基督教連盟総会の決議に基づいて「教会合同機運促進に関する調査委員会」を設置、そして1929〔昭和4〕年9月1日には「日本基督教諸派合同案⁵⁾」を発表するなど、その後の日本基督教団成立の時期に至るまでの一連の流れを指し、その間、日本基督教連盟は、日本における実質的な教会合同運動の担い手となっていたからである。

1. 2. 先行研究と課題

日本基督教連盟が教会合同運動の促進を開始する契機となる1925〔大正14〕年は、1889

〔明治22〕年の日本基督一致教会と日本組合基督教会の合同不成立以降、1907〔明治40〕年のメソジスト三派四年会の「近親教派間の合同⁶⁾」による「日本メソヂスト教会」の成立と、1915〔大正4〕年の「門司合同基督教会」の設立という出来事もあったが⁷⁾、その後の1923〔大正12〕年には、教会合同の熱意のうちに「福音同盟会」から改組された「日本基督教会同盟」が、必ずしも教会合同運動を担うことを期待されて創立されたのではない、これまでとは性格の幾分異なった「日本基督教連盟」へと引き継がれるなど、日本キリスト教界においては、しばらく教会合同運動が滞っていた時期と言える。

そうした経緯を踏まえつつ、1925〔大正14〕年が、日本基督教連盟が教会合同運動を促進する契機になった年であることを触れた、先達による日本キリスト教史叙述は幾つか存在する。また、それら叙述の中には、1925〔大正14〕年以降の日本基督教連盟の教会合同促進の運動に対する、カナダ合同教会⁸⁾からの影響について触れたものも見られる。しかし、そもそも日本基督教連盟を教会合同運動へと促した決議がなされた1925年夏の年会において、具体的にどのような出来事があったかを詳細に述べたものは皆無である。また、1925年夏の年会において、カナダ合同教会の成立の影響を直接的に語っているものであっても、その根拠については必ずしも明確に記されているものではなかった⁹⁾。

よって、本稿の目的は、従来ほとんど顧みられてこなかった1925年夏の年会において、カナダ合同教会からの影響の有無の実際を含め、一体何が起こったのかを、当時の状況を記した史料に即して明らかにすることにある。この基礎的作業を通じて、日本における教会合同運動史中、日本基督教団成立の三要因のうちの一つの契機の実際が何であったかを明

確にすることが出来、それはまた、その次の段階である日本基督教連盟の教会合同運動に対するより正確な検討を可能とし、ひいては日本基督教団の教会の本質を理解する一手掛りを提供することにも貢献するであろう。

2. 1925年日本基督教ミッション同盟年会

2. 1. 日本基督教ミッション同盟とは

さて、日本基督教連盟に教会合同運動促進の契機を与えることになる、「日本基督教ミッション同盟」とはどのような組織なのであろうか。これは1900〔明治33〕年、東京宣教師会議において諸ミッション協力の必要性から常任委員会設立が決議され、駐日宣教師の3分の2以上を含むミッションの賛同を得た時点で活動を開始することとなり、D. C. グリーンら10名が設立準備委員に選出され憲法草案を作成、1902〔明治35〕年1月にStanding Committee of Co-operating Christian Missionsとして組織されたものに遡る¹⁰⁾。その後、1910〔明治43〕年1月にConference of Federated Missions in Japan（「在日本ミッション同盟」）と改称、さらに1920〔大正9〕年8月、Federation of Christian Missions in Japan（「日本基督教ミッション同盟」）と改称された¹¹⁾。

その目的はミッション間の相互理解、宣教協力、文書の出版・普及等であり、種々の小委員会が各ミッション代表により運営され、1919〔大正8〕年の時点では30のミッション及びキリスト教団体から成っており、毎年主題を掲げて年会を開いていた¹²⁾。1925〔大正14〕年に7つの小委員会が廃止されて以降の、「日本基督教ミッション同盟憲法」（1925年改正。Constitution of the Federation of Christian missions in Japan¹³⁾）の第2項「目的」（PURPOSE）には、本同盟の目的は、宣教師団体間における一致の精神（the spirit of unity）と相互理解、親睦を提供することにある、と記さ

れていた。また、日本基督教連盟とは1923〔大正12〕年の成立以来、緊密な関係を保っていた¹⁴⁾。

2. 2. 1925年夏の年会

1925年夏の年会の出来事は、以後、日本基督教連盟が教会合同運動を促進する担い手となるという点で、日本における教会合同運動史上、重要な転換点に位置するものでありながら、日本側資料でその内容を知ることが出来るのは、わずかに『基督教連盟』第19号(1925〔大正14〕年9月10日)に載せられた記事だけである¹⁵⁾。しかし、あまり記録が残っていない日本側資料に対し、外国人宣教師側の資料と言える*The Japan Evangelist*¹⁶⁾には、毎年、夏の年会に関連する事柄が多く記されており、その内容の再構成が可能である。

1925年夏の年会については、すでに同年6月号において、その主題が、'Union and Federation Enterprises in Mission Work.'であると予告されている(226頁)。この予告通り、1925年夏の年会は8月2-6日に軽井沢のAuditorium(現在の軽井沢ユニオンチャーチ)で開催され、その内容については、議事録と講演内容が、*The Japan Evangelist* 9-10月合併号に詳細に記されている¹⁷⁾。

それによると、年会では多くの講演がなされたことが分かる¹⁸⁾。たとえば、一番目に行われたウェンライトの講演の主題は'Cooperation in the Production of Christian Literature'であり、他国の文書事業の状況に触れつつ、日本における文書事業の重要性を訴えている。また、この年会において、関東大震災の発生を契機とした、ミッション同盟がその維持上の責任を負っていた日本基督教興文協会(CLS: Christian Literature Society of Japan)と、日本メソヂスト教会の出版社である教文館(Methodist Publishing House)の合併の承

認が行われる(合併後は日本語表記で「教文館」、英語表記ではChristian Literature Society of Japan¹⁹⁾)。いずれにせよ、ウェンライトの講演は教会合同のことに触れたものではない。その後、ウォルトンらの講演へと続いていく。

2. 3. 教会合同促進決議の内容

そして、議事録の最後の部分、'MISCELLANEOUS BUSINESS'(336頁)に二つの決議文が掲載されていて、これが、日本基督教連盟へ教会合同を促進する内容を含んだ決議である。1925年夏の年会について、数少ない日本側資料である『基督教連盟』第19号(1925〔大正14〕年9月10日)に記録として幸いにも残っていたのは、この決議の和訳であった(たぶん、英文議事録中、決議の部分だけをそのまま翻訳したものと思われる)。この決議は、本稿が論を進めて行く上で重要な内容であり、なおかつ直接目にする機会も少ないと思われるため、やや長文であるが以下に引用して記す(亀甲括弧は、英文議事録から筆者が補足したもの)。

教会合同に関する決議

本年八月二日より同六日まで五日間信州軽井沢に開催された基督教宣教師同盟年会は可決した幾多の決議中に於て我等日本人基督教徒に取つて最も関係深き且つ大切なる決議を通過した。一は教会合同に就て基督教連盟が適當なる処置を執るに至らん事、二は宣教師同盟に加入のミッションに於て合同促進のため委員を選出するやう希望する決議である。

「今日の日本に於て教会が多数に別れ居る實際に対し宣教師として我等の責任大なるものあるを深く意識し且つ合同の為に祈り給ふた我等の主の祈りが完

全に成就するに至らんことを誠実に冀ふ所より基督教宣教師同盟は現存する我等の分派の影響を調査し、教会合同の可能を研究するため教派代表の委員を設け、もつて合同促進のため日本人教会の接触する事を現在日本に於ける代表的基督教団体たる日本基督教連盟に謹んで要求する。」

そは日本聖公会宣教師ウォルトン氏〔W. H. Murray Walton〕の提案でカナダ合同教会宣教師ウッドウォース氏〔H. F. Woodsworth〕、米国会衆派宣教師オールツ氏〔C. Burnell Olds〕、メソヂスト宣教師スペンサー氏〔D. S. Spencer〕及び米国会衆派のパドレー氏〔Hilton Pedley〕が賛成〔seconded by〕して居る。

教会の合同は決して容易の事ではないが、又必ずしも不可能の事ではない。既にカナダに於てはメソヂスト、長老、組合の三派が立派に合同して本年六月にはその第一回総会を開催した。その結果世界の基督者に対し教会合同に関し極めて強き印象を与へた。我が国に於ても今や教会合同に関する意見を雑誌その他の誌上に散見すること屢である。

我が基督教連盟常議員会長たる鶴崎氏は前記の宣教師同盟年會に臨み一場の挨拶を述べ各教派の機関雑誌合同に論及して全国の基督教を代表する一機関誌を作つてはどうか？その方法として現存する各教派の機関雑誌は教派版として之を全国的の機関誌中に適宜編集発行する方法を講じたら実行上甚たしき困難なくして出来はしないかとの意見を吐かれた。教会合同、機関誌合同、神学校合同、その他一般事業の合同を希望し之が実現を祈りつゝあるものを必ずしも宣教師同盟年會のみではあるまい同宣教師同盟年會の決

議のも一つは加盟ミッションに対する希望である

「基督教宣教師同盟に加入して居るミッションは日本に於ける伝道上の働きに就て一層密接なる協力及び合同の問題を考慮するため代表者を選出せんことを望む。」

此は組合のオールツ氏〔C. Burnell Olds〕提案者となりカナダ合同教会のマックウキリアムス氏〔W. R. McWilliams〕、聖公会のウォルトン氏〔W. H. M. Walton〕、メソヂストのスペンサー氏〔D. S. Spencer〕が賛成者として署名して居る〔signed also by〕。右は一の希望決議ではあるが宣教師団としては教会合同の事を日本基督教連盟に一任して責任を免るゝ如き事をなさず、反つて自ら率先して合同に関する機運を促進せんが為に大に盡す所あらんとするのを見て誠に愉快に感ずる。

以上から、1925年夏の年會において、二つの決議、すなわち志ある宣教師たちの提案と賛同によって、「一は教会合同に就て基督教連盟が適當なる処置を執るに至らん事」、二は宣教師同盟に加入のミッションに於て合同促進のため委員を選出するやう希望する決議」が通過したことになる。これら二つの決議は、第25回（第2年第9回）日本基督教連盟常議委員会（1925〔大正14〕年9月24日）で「〔議案〕3宣教師大会の決議に関する件」中、「a 教会合同に関する委員を挙ぐる件」を第3回総会日本基督教連盟に「報告して適當に処置せしむる事に可決」を経て²⁰⁾、第3回日本基督教連盟総會（1925〔大正14〕年10月8日）で「(九) 宣教師同盟年會より提議せる教会合同に関する委員選定の件 田川氏動議新常議員会に附託して研究考慮せしむる事 可決²¹⁾」、第27回（第3年第2回）常議

委員会で委員選定²²⁾の後、「教会合同機運促進委員会」が開催されていくことになる²³⁾。

いずれにせよ、1925年夏の年会で採択された決議の内容とその提案・賛同者については、次のようにまとめることが出来るであろう。

- ・決議一、教会合同に就て基督教連盟が適当なる処置を執るに至らん事

[提案者]

英国教会 ウォルトン,

[賛成者]

カナダ合同教会 ウッドウォス,

米国会衆派教会 オールツ,

アメリカ・メソヂスト監督教会 スペンサー,

米国会衆派教会 ペドレー

- ・決議二、宣教師同盟に加入のミッションに於て合同促進のため委員を選出するやう希望する決議

[提案者]

米国会衆派教会 オールツ,

[賛成者]

カナダ合同教会 マックウキリアムス,

英国教会 ウォルトン,

アメリカ・メソヂスト監督教会 スペンサー

このように、二つの決議における提案者と賛同者の名前を見ていくとき、「ウォルトン」の存在が大きいことが分かる。「ウォルトン」は日本キリスト教史上において、ほとんど知られてこなかった人物であるが²⁴⁾、一体、どのような人物なのであろうか。

3. 教会合同機運促進の決議を促した講演

3. 1. 講演者ウォルトンとは

「ウォルトン」(以下、ウォルトン)は英

国教会宣教協会(The Church Missionary Society)の宣教師で²⁵⁾、その活躍については、たとえば日本聖公会の公式機関誌である『基督教週報』第1161号(1925〔大正14〕年1月23日)の巻頭に、「新生会の事業を紹介す」と題して、新聞伝道事業をウォルトンが東京で始めたことが記されている。その次の号では、新聞伝道事業の紹介を感謝する書簡をウォルトンが『基督教週報』編集部に書き送り、その文章の一部も紹介されるなどしている²⁶⁾。このように、ウォルトンは当時、新聞伝道事業で活躍をしていた²⁷⁾。

1925年夏の年会において決議一を提案したウォルトンであるが、それは前触れもなく提案したのではなく、実はその前に、同年会の参加者一同に向けて講演を行っていた。それが、“Examples of Cooperation and Unity in the Church of Christ Today²⁸⁾”である。この講演の講演者ウォルトンが、直後に、教会合同促進の提案を行い、そして、講演を聴いていた聴衆一同が、その提案に賛同するに至るのであり、このウォルトンによってなされた講演の内容を検討することは極めて重要である。

3. 2. ウォルトン講演の内容

*The Japan Evangelist*に収められているウォルトンの講演、“Examples of Cooperation and Unity in the Church of Christ Today”は、10頁分に及ぶ分量と濃密な内容を伴ったものであるが、その概要を記すと以下ようになる(なお、亀甲確固内の標題は、筆者が便宜上記したもの)。

[導入]

ウォルトンはまず、教会一致運動が、現時点において、キリストの教会が直面している最も緊急な課題の一つであると確信しているとの認識を述べ、J. R. モットの、「不信仰の

世界の代価は分裂されたキリスト教界である。一致は、それ自身、終わりとして見なされるのではなく、偉大な転換という目的の実現への手段として見なされるものである」という言葉を引用する。

〔用語の定義〕

次に、ウォルトンはこの講演の構成を三つに区分することを述べる。具体的には、(1)使用する用語の定義、(2)世界の現況の確認、(3)最後に自身の言葉を述べる、である。(1)では、しばしば混同されがちな、「教会合同 (Church Union)」や「一致 (Unity)」、 「連盟 (Federation)」や「協同 (Cooperation)」、 「同盟 (Alliance)」、 「協議会 (Council)」等の用語の定義を行う。Father Kellyの言葉を引用しつつ、「連盟」とは「異なった組織体が各々それ自身独立を保持して、相互関係が確立されている」ことを言い、「我々が定義する一致または教会合同とは、『異なった組織を持っているが、それでも一つの命によって満たされ、統制された、単一の組織体』である」と述べる。「連盟」はたくさんの価値ある結果を得たが、霊と形態において分裂している状態があるのであり、本質的に不完全であると述べる。

〔世界の現況の確認：連盟について〕

以上、用語の定義を明確にした上で、(2)当時、世界で見られる連盟及び教会合同の現況を概観していく。具体的にはキリスト教国ではない、インド、中国と日本における「キリスト教連盟 (National Christian Council²⁹⁾」の状況を、各国の一般的社会背景を随時日本の状況と照らし合わせつつ述べる。たとえば、インドではカースト制度の存在があり、異なる複数の言語が使用され、人口中におけるキリスト者の割合が地域によって異なり、教育の程度の差も大きいこと、そのような実際の状況が、様々な事柄を一つにまとめることのできるキリスト教連盟のような組織を要求す

る背景となった、と述べる。

次に、インド、中国と日本の各キリスト教連盟の憲法中、連盟の機能について三つの共通点があることを述べる。第一は、諸教会と宣教師団体が為していく業において、必要のある調査・研究に取り組むこと、第二は、その国のキリスト者の意見全体を代表すること（例として、日本の場合、アメリカ合衆国のいわゆる排日移民法〔1924年施行〕に対する日本基督教連盟の声明をあげる³⁰⁾）、第三は、その国の代表者を国際宣教協議会 (International Missionary Council) へ派遣することである。そして、三つのキリスト教連盟に、否定的な性格としての、共通する重要な特徴が一つある。それは、教理と教会政治に関しての全ての議論の各宣教区域からの除外である。

なお、インドには、地方ミッション協議会という組織があり、インド・キリスト教連盟の構成員は、各地方ミッション協議会から4人の代表者が送られるようになっている。日本の教会はインドよりも一致しているが、しかし、諸会議が東京に集中して、それが一国全体の典型を表していないということが起こるならば、インドのあり方は教訓となることがあるかもしれない、とウォルトンは付け加える。また、日本のキリスト教連盟の特徴の一つとして、それを組織する構成員の資格について、インドや中国では「クリスチャン」であるのに対し、「本会〔日本基督教連盟〕は福音主義と認められたる基督教諸団体を以て組織す³¹⁾」と、踏み込んで述べられていることにある、と述べる。

〔世界の現況の確認：同盟について〕

さらにウォルトンは、キクユという名称と関連付けられる³²⁾、東アフリカ宣教師同盟 (The Missionary Alliance of East Africa) のことも触れていく。すなわち、「同盟」の意義についてであるが、ウォルトンは、まだ現

地教会が非常に初歩的な段階にあるという若い教会にあって、「同盟」を設けることの意味は、教育、礼拝と組織において、西洋各教派の違いを現地教会に負わずことを最小限にするためにあると要約することが出来る、と述べる。それは、講壇交換や相互陪餐を可能とする内容である。そのような様々な利点を持っている「同盟」という方式ではあるが、各教会が未だ独立していることには違いないのであって、ウォルトンは、我々にとってそれは最終目標ではないと認めざるを得ない、と言う。

〔教会合同の現状：カナダ合同教会〕

そこで、より高い段階である「教会合同」へとウォルトンは話題を展開するのである。はじめに、一つの大きな例外としてのカナダ合同教会の実際を取り上げる。それは、異なった歴史と伝統を有していた3つの教派教会が、キリストの教会のより大きな展望を捉えた初の出来事であり、確かに、全ての困難が克服されたとは言えないが、進むことができるだけの段階は得られたであろう、と述べる。

続けて、カナダ合同教会の特徴を4点、(1)教理 (Doctrine)、(2)政治形態 (Polity)、(3)職制 (Ministry)、(4)管理 (Administration) について極めて簡潔に述べる。たとえば、(1)教理については20の項目があり、「合同基礎案 (Basis of Union)」の冒頭には、一致の精神をこれからも促進し続けることがこの教会の方針であるという記述もあることから、パウロの言葉（フィリピの信徒への手紙第3章13-14節）を思い起こすと述べる。(2)組織については、各教派の組織が、新しい合同教会の組織においては調和して作用することが可能であることが判明した、と述べ、(3)職制については、これまで暫定的な方策として、お互いの働きを率直に、無条件で認めてきたが、今後は、御言葉と聖礼典に仕えようとする者は

全て、教会全体の権威と委任により正式に按手を受ける必要がある、と述べる。(4)管理については、3教派の、各宣教師協会が将来的には合同されることを述べている。また、困難な教会財産の配分については、事務的方法で解決されたことも紹介している。

このように、カナダ合同教会の特徴をウォルトンは駆け足で概観した上で、教会合同の取り組みというものが困難を伴うものであっても、カナダ合同教会の例は、それが不可能なものではないことを示した。よって、教会合同の取り組みは時間の無駄であるという口実で手を組んでいるだけで満足するようなことは、もはや我々には出来ないであろう、と述べる。そして、「私は本当に、日本における、それほど強くない教会的伝統のことを思う時、教会の一致は緊急かつ、決して難しくないのであると思いたい」と述べる。

〔教会合同の現状：南インド合同教会〕

ウォルトンは、世界の教会合同の動きを述べるにあたり、カナダ合同教会の例だけではなく、次に、南インドにおける教会合同の別の動きに注目していく。カナダ合同教会の場合のように、それはまだ終着点に到達したものではないが、宣教地における、一致の問題に取り組む教会の試みとして大変興味深いものであること、そして、この南インドにおける教会合同の動きには、英国教会が関係していることを述べるのである。

南インド合同教会³³⁾は1908年に設立され、長老派と組合派、そしてオランダ改革派が合同して設立された合同教会であるが、その際、英国教会、シリア教会とウェスレー派教会はそれに加わらなかった。しかし1919年に、英国教会と南インド合同教会の協議会が開かれ、両教会の教会合同を提唱し始めたのである。後に、ウェスレー派教会も加わり、すでに5回の話し合いを経ている。それは遅々と

した歩みであるが、確実に目標に向かって進んでいる。ウォルトンは、この議論を導いている原則が要約された言葉として、マドラスの主教が述べた言葉を引用する。「それは、教会間の交渉の過程ではなく、一つなるキリストの教会へ戻る共同の試みである」。

ウォルトンは、これらの動きは、日本の教会においても、非常に価値ある教訓があり、注視する必要がある、と述べる。そして、教会合同へ向けての交渉は遅々とした歩みであり、ある者はいだちを覚えるかもしれないが、これまでの分裂と不和の長い世紀を我々が思い起こす時、大きな前進がすでに成し遂げられているということは驚きである、と述べる。

〔聴衆に向けての呼びかけ・提案〕

ウォルトンに割り当てられた講演時間が残り少なくなった時、ウォルトンは年会に出席している目の前の聴衆に向けて呼びかけ始める。「最後に、私はこの講演を閉じる前にあなた方に聞きたい。キリスト・イエスにある兄弟姉妹の皆さん、協同と一致という主題の今週の学びは一体どんな成果をもたらすでしょうか。私たちはきっと、キリストの業において、共に働くという価値がより深められた感覚を携えて、この場を立ち去るでしょう。けれども、それがすべてでしょうか。私たちは、“一致”というさらに壮大な頂上を見ようではありませんか」。

ウォルトンは、これからますます日本の教会を導く主導権が日本人の同胞に移っていくのであり、もし、神の炎によって燃え立たせられた我々が出来ることは、彼らに、分裂された弱い教会を建てるのではなく、日本の教会を「建物全体が組み合わされて成長し、主における聖なる神殿」（エフェソの信徒への手紙第2章21節）となる事が出来るよう、一致の松明を渡すことであろう、と述べる。

最後にウォルトンは、一つの詩を引用しつ次のように呼びかけて講演を閉じる。

それは夢だろうか？ 行動によってそれを描いてみよう。

真実の抑えられない力には力強く、
誹りを全く恐れずに行く勇気をもって
勇ましく。

では我々は、どのような長さであっても
ヴィジョンに登ることが出来ようか。

夢の光はもっとはっきりと立派に
彼方の方へ成長し、

星々は愚か者たちから我々を永遠
に救い、

栄光の崇高なる者の光へと引き上げ、

神の永遠の栄光に更に近づく。

3. 3. ウォルトンの講演の意図と影響

以上、ウォルトンの講演を概観したが、気がついたことを幾つか記す。まず、ウォルトンには、特に伝道地における、西欧からそのまま移植せられた教派分裂に対する憂いがあったことは確かであり、それを克服する道として、連盟や同盟というあり方の意義を認めつつも、そこにとどまらない、合同の意義を強調する。そこで、カナダ合同教会と南インド合同教会の例を紹介するのである。

カナダ合同教会および南インド合同教会の紹介において、必ずしも信条や職制に関しては多くを触れていない点について、疑問に思うことがあるかもしれない。しかし、それは、ウォルトンがその重要性に気がつかなかったとか、無視したというのではなく、この時には、教会合同というビジョンは決して不可能なことではない、という一事だけを伝えたかったからであろう³⁴⁾。

そしてさらに興味深いことは、このウォル

トンの講演の後、同じウォルトンの提案によって、「教会合同に就て基督教連盟が適当なる処置を執るに至らん事」の決議がなされ、日本基督教連盟の教会合同運動の展開へと波及していくわけであるが、少なくともその出発点であるウォルトン自身においては、その大きな原動力となったのは、カナダ合同教会の実例と共に、いや、それ以上に、南インドにおける聖公会を含んだ教会合同運動の方にこそあった、という点である。ウォルトン自身は聖公会宣教師であり、歴史的主教制を保持する聖公会であっても教会合同運動に関わりを持つことが出来ている、南インドにおける教会合同運動の実際に深い関心を寄せていたことは確かであろう。ウォルトン自身が、教会合同のビジョンを掲げた時、それは聖公会を含む教会合同であったと言える³⁵⁾。

なお、ウォルトン自身は、そのような内なる原動力を抱いていたが、同年会に出席していた周囲の宣教師たちはまた、それぞれの背景からそれぞれの思いを突き動かされたのであろう。ウォルトンの提案に賛同したウッズワース（『基督教連盟』紙上では「ウツドウォース」）³⁶⁾ は、彼の所属教会はカナダ合同教会であるが、まさに、この1925年夏の年会の直前に、カナダ合同教会の成立（1925年6月）という世界教會的出来事があり、その当事者としてのインパクトを抱えながらこの夏の年会に臨んでいたのではないかと想像できる。さらに、後に、1925年夏の年会の印象を述べた文章の中で、日本基督教興文協会と教文館という両文書事業合併の出来事を目の前にして、「文書事業に合同が来たのだから、教育と社会福祉、そして伝道にもまた合同が来る³⁷⁾」と記した、その志を以てウォルトンの提案に賛同したのであろう。同じく、ペドレー（Hilton Pedley）³⁸⁾ も、兄の「ヒウ・ペツドレー」がかつてアメリカにおいて教会合同に

携わっていたと伝えられているように³⁹⁾、兄の姿から突き動かされる何かがあったと思われる。

他にも、この年会の出来事が起こってから間もなく、カナダ合同教会の一宣教師は本国に向けて、「議論の間、自由に引合いに出されたカナダにおける合同が、決議の発起人を奮起させたのだと、私は疑う余地なく思っています。私は、そう遠くない日に、有機的結合（organic union）が日本の大きな諸教会の間で起こるのを見てもまったく驚きません⁴⁰⁾」とタイプライターで書き送っている。

この年会に出席した他の宣教師たちの感想・印象をまとめるならば、それまでは、宣教師たちの中には、日本基督教ミッション同盟の年会について、ここ数年、つまらないもののように思われていたようだが、この度のウォルトンの講演と、その結果としての大きな決議が行われたからであろう、この年会について宣教師が述べた言葉、「今年の会議は素晴らしい成功を収めた⁴¹⁾」ものであった、という一言にまとめることが出来るであろう。

4. 結論

以上、我々は1925年夏の年会において何が起こったかを、残された日本人側・宣教師側双方の史料に基づいて詳細に辿って来たが、次のようにまとめることが出来る。1925年夏の年会における日本基督教連盟への教会合同促進の決議は、聖公会を含んだ南インドにおける教会合同運動に大きな刺激を受けた、日本キリスト教史上、従来知られていなかった聖公会宣教師ウォルトンが提案者であり⁴²⁾、この点、カナダ合同教会成立の直後ということで、幾人かの駐日宣教師たちがそのインパクトを受け、ウォルトンの提案に賛同していたことは確かではあるものの、従来の、1925年夏の年会の決議がカナダ合同教会成立の影

響によるという単純な記述・歴史認識はある一面のものであったということが分かった。

さて、日本基督教連盟の教会合同運動促進開始の契機に、極めて個人的な熱意と提案があったことを我々は見たわけであるが、その後、個人的な業ではなく、果たしてどこまで教会的（教会の業）であり得たかという側面からも検討を進めていく必要があると思われる。なぜならば、日本のプロテスタント・キリスト教界に見られる旧来からの体質の一つに、各個教会主義という名に潜む、いわゆる牧師（教職）中心の個人主義と呼ばれるものが根を張っていることがあるからである。そこで今後の課題としては、具体的に、各教派のミッションが1925年夏の年会の決議をどのように受け止めたのか（決議の拘束力の有無や、本国の宣教本部との関わり）、また国内においては、特に日本基督教連盟の業へとどのように継承されて行ったかを見極めていきたい。

注

- 1) 日本基督教連盟については、東海林勤「日本基督教連盟」（日本キリスト教歴史大事典編集委員会編『日本キリスト教歴史大事典』教文館、1988年、1048頁）、寺崎暹『『基督教連盟』『連盟時報』』（同志社大学人文科学研究所編『近代天皇制とキリスト教』人文書院、1996年所収）、同「日本基督教連盟」（同志社大学人文科学研究所編『日本プロテスタント諸教派史の研究』教文館、1997年所収）等を参照。なお、日本基督教連盟の全体像を詳説した体系的研究はまだなされていない。
- 2) 1939〔昭和14〕年3月23日に衆議院で可決成立、1940〔昭和15〕年4月1日から施行。
- 3) 笠原芳光「日本基督教団成立の問題（Ⅰ）— 宗教統制に対する抵抗の問題として—」（同志社大学人文科学研究所キリスト教社会問題研究会『キリスト教社会問題研究』第10号、1966年4月所収）、83頁。
- 4) エキュメニズム及びエキュメニカル運動に

関する概念と評価、歴史については、W. G. Rush, 'Ecumenism, Ecumenical Movement,' in *The Encyclopedia of Christianity*, vol. 2, E-I, eds. by E. Fahlbusch etc. (Grand Rapids, Michigan: W. B. Eerdmans and Leiden, Netherlands: Brill, 2001), pp. 46-60.

- 5) 日本基督教連盟内合同調査委員『日本基督教諸派合同基礎案』1929〔昭和4〕年9月、6頁（東京神学大学図書館蔵）。
- 6) 日本基督教団史編纂委員会編〔山谷省吾執筆〕『日本基督教団史』日本基督教団出版部、1967年3月31日、68頁。
- 7) 1915〔大正4〕年9月26日に、長尾半平、平井四季次らによって、門司の日本基督教会、浸礼教会、日本組合基督教会の3教会が合同して設立された教会で、当時、日本プロテスタント史上、他に例を見ない超教派的な特殊な教会として注目された（『門司教会』、『日本キリスト教歴史大事典』、1401頁）。合同教会設立過程における門司YMCAとの関わり、及び各教派の動向については、最新の研究である安東邦昭「長尾半平と門司合同基督教会」（キリスト教史学会第63回大会研究発表資料、2012年9月14日）を参照。
- 8) カナダ合同教会（The United Church of Canada）は、1925年6月にカナダのオンタリオ州トロント市で、主としてカナダのメソジスト教会と会衆派教会、そして長老教会が合同して成立した合同教会である。合同へと向かった動機であるが、簡潔に言えば、「信仰と職制の一致を求める神学的要請がまずあったのではなく、むしろ広大な国土の中で、とくに新しく開拓された西部における具体的な宣教活動の中から強く促されてきた実践的要請」によるものであった。もっとも、「信仰と職制の事柄をめぐる神学的協議が疎かにされたわけではなく、一九〇四年の第一回連合同委員会合同基礎案（Basis of Union）〔筆者注：これまでBasis of Unionのテキスト全文の和訳が為されたものはないが、『基督教連盟』第41号〔1927〔昭和2〕年8月10日〕に、宮崎小八郎の訳によって「合同基礎案」中、「教理」の章の、20ヶ条の項目題が記されている〕の作成に着手されて以降、約二十年間にわたって議論」され、合同が成立した（神田健次「解題—カナダ合同教会信仰告白」、『改革派教

会信仰告白集 VI』一麦出版社、2012年、493頁）。合同後10年間を経て、1936年に「信仰の声明 (The Statement of Faith)」が作成され、信仰告白は1968年に成立した (1980年改訂)。世界中で、1925年以降1945年までの間に19の合同教会が成立するが (‘UNITED AND UNITING CHURCHES’ in *Historical Dictionary of Ecumenical Christianity*, by Ans Joachim van der Bent, [Metuchen, N.J., & London: Scarecrow Press, Inc., 1994], p. 450.), カナダ合同教会はその先駆的存在の一つとして数えられよう。なお、カナダにおける教会合同運動の動向については、早い段階から日本で報じられてきた (たとえば、「カナダに於ける三教派の合同」、『福音新報』第553号、1906〔明治39〕年2月1日)。カナダ合同教会についての詳細は、邦語文献としては、加藤邦雄「カナダ合同教会」(『一つと成らんため 教会の完成へ日本基督教団成立十年記念論集』日本基督教団出版部、1951年、43-59頁)、内田政秀「カナダ合同教会の成立」(関西学院大学神学研究会『神学研究』第13号、1964年、120-150頁)、リア・ホワイトヘッド (ロバート・ウィットマー訳) 「合同教会の豊かさ ~カナダ合同教会の歩みに学ぶ」(『福音と世界』新教出版社、2007年4月号、43-49頁) 等を参照。

9) たとえば、比屋根安定 (『日本基督教史 全』教文館、1949年、408頁) は、日本基督教連盟及び教会合同運動との関わりで、カナダ合同教会のことは触れていない。平賀徳造 (『日本基督教団成立の事情』、『一つと成らんため 教会の完成へ日本基督教団成立十年記念論集』日本基督教団出版部、1951年、217-218頁) はカナダ合同教会のことを触れてはいるが、1925年夏の年会との関わりでは触れていない。よって、以上の二つは、カナダ合同教会の成立がどう、日本の教会へ影響したかについては述べてないということになる。次いで、海老沢亮は、「カナダ教会の合同は日本におけるミッション同盟の深い関心をそそり、同年夏の大会において、教会合同に関する希望を表明して、日本基督教連盟に対し、次のような申入れを行った」と述べ、ここに至って初めてカナダ合同教会の成立と日本の教会への影響の接点について触れられ、且つそれが1925年夏の年会にあることが触れられることになる (海老沢亮『日本キリスト教百年史』

日本基督教団出版部、1959年、222頁)。同様に、石原謙は『日本キリスト教史論』(新教出版社、1967年3月5日) で、「一九二〇年カナダ合衆国において長老派、メソジスト派および組合派の合同教会の成立した報道が大正一四年夏の宣教師連合の大会にもたらされたとき、日本でも同様の教派合同が望ましいという決議がなされた」(215頁) と述べる。しかし、山谷省吾は「カナダにおける教会合同の強い刺激があったものであろう」(日本基督教団史編纂委員会編〔山谷省吾執筆〕『日本基督教団史』、1967年3月31日、76頁。傍点筆者) と、海老沢・石原両氏に比して慎重に述べるに止める。都田恒太郎は『日本キリスト教合同史稿』(教文館、1967年12月) で、日本基督教連盟によって教会合同運動が研究された当時の、カナダ合同教会の様子を比較的详细に記しているが (90-93頁)、1925年夏の年会とカナダ合同教会との直接的関わりについては触れない。Richard H. Drummond, *A History of Christianity in Japan* (Grand Rapids: William B. Eerdmans Publishing Company, 1971, p. 251.) は、1925〔大正14〕年の日本基督教連盟総会において教会合同の提案がなされたことを触れているが、その後の効果の点から否定的に評価しているのが特徴である。土肥昭夫は『日本プロテスタント教会の成立と展開』(日本基督教団出版局、1975年) で、「合同運動のはじまりはこうである。一九二五年夏の宣教師同盟年会は近世世界の諸教派で合同運動がおこり、特にカナダ合同教会が出現したことに刺激をうけ、教会合同促進を決議し、これを連盟に提案した」(206頁) と、夏の年会におけるカナダ合同教会の影響との直接的因果関係を記したが、後年の、同「日本基督教連盟の教派合同運動〔解説〕」(日本基督教団宣教研究所編纂『日本基督教団史資料集 第1巻』日本基督教団出版局、1997年) では、夏の年会におけるカナダ合同教会との関わりについては触れない。むしろ、カナダ合同教会については、海老沢亮が1929〔昭和4〕年にカナダ合同教会の現状を調査・報告した点について触れる (246頁)。なお、日本における教会合同運動については、土肥昭夫「日本教会史の合同運動をどうみるか」(日本基督教学会『日本の神学』第8号、1968年) も参照せよ。

10) 渡辺久美子「駐日外国宣教師団」(『日本キリ

- スト教歴史大事典』, 873頁)。
- 11) 『大正拾年日本基督教年鑑』日本基督教会同盟, 1922〔大正11〕年3月7日発行, 13頁。
 - 12) 年会の代員は団体の大きさに比例し, 経費及び事業については, 邦文で確認できる文献としては, 『大正八年日本基督教年鑑』(日本基督教会同盟, 1920〔大正9〕年5月18日発行) 14頁を参照。
 - 13) A. Oltmans, ed., *The Christian Movement in Japan, Korea & Formosa: A Yearbook of Christian Work* (Tokyo: The Federation of Christian Missions in Japan, 1926), p. 403. なお, 改正前の1920〔大正9〕年制定の日本基督教ミッション同盟憲法の本文は, Edwin T. Iglehart ed., *The Japan Evangelist: A Journal of Christian Work in Japan* (Tokyo: Kyo Bun Kwan, Vol. XXVII, August-September 1920), pp. 230-232. を参照。
 - 14) 「〔日本基督教〕連盟は, 世界宣教大会継続委員会の刺激と忠言とによって成立したが, 同時にThe Federation of Christian Missions in Japanと緊密な関係を保ち, 日本に宣教師を派遣する宣教団体と連繋する」(石原謙, 前掲書, 215頁)。
 - 15) 都田恒太郎, 前掲書, 80-81頁もまたこの間の様子を記しているが, 『基督教連盟』の記事を抜粋した程度の内容であり, そこからは多くの情報を得ることは出来ない。
 - 16) 本稿が随所で引用している各種英文年鑑・雑誌の基本的な事柄・性格については, 渡辺久美子「『ジャパ・クリスチャン・イヤブックス』, 同「『ジャパ・クリスチャン・クォーターリー』」(『日本キリスト教歴史大事典』, 643頁)を参照。
 - 17) W. H. Murray Walton, ed., *The Japan Evangelist* (Tokyo: Kyo Bun Kwan, Vol. XXXIII, September-October 1925).
 - 18) 1. "Cooperation in the Production of Christian Literature," by S. H. Wainright, 2. "Examples of Cooperation and Unity in the Church of Christ Today," by W. H. Murray Walton, 3. "Union and Federation," by C. W. Hepner, 4. "Cooperation in Evangelists Work," by D. Norman, 5. "Cooperation in Social Work," by Mrs. H. E. Coleman, 6. "Going Forward Together in Evangelistic and Social Work to Japan," by J. Edgar Knipp, 7. "The Actual Working of the National Christian Council," by T. A. Young, 8. "Cooperation in Normal and Theological Education," by B. F. Shively, 9. "A Forecast of Normal Teacher Training in Japan," by Mrs. Gurney Binford, 10. "A Forecast of Theological Education in Japan," by A. D. Berry.
 - 19) ウェンライト博士伝編纂委員会編『ウェンライト博士伝』教文館, 1940年, 202頁。日本基督教興文協会の場合, 関東大震災によって「一切の記録, [ウェンライト]博士が故国より得た書簡, 蔵書, 昔を偲ぶ記念品, 凡ては悉く滅び去った」(164頁と165頁の間の写真説明文)ため, この書物は文書伝道にも従事していたウェンライトの事績を述べたものであるが, 日本基督教興文協会と教文館の合併の経緯について比較的詳細に記された貴重な記録とも言うことができる。
 - 20) 『大正十五年日本基督教年鑑』日本基督教連盟, 1925〔大正14〕年11月27日発行, 48, 56頁。
 - 21) 『基督教連盟』第20号, 1925〔大正14〕年11月1日。なお, 'Third Annual Meeting of the National Christian Council of Japan' in *The Japan Evangelist* (Vol. XXXIII, November 1925), p. 355.によれば, この問題を研究するための委員を選出することをオルトマンズ (Oltmans, Albert) が提案, 長尾半平の支持・賛成があり, さらに, その研究が次年度総会において報告されるべく委員選出を常議員会に附託するよう, 田川大吉郎の動議と井深梶之助の支持・賛成を経て, 賛成多数で可決されたと記録されている。
 - 22) 『基督教連盟』第21号, 1925〔大正14〕年12月10日。第27回(第3年第2回)常議委員会の内容については, 『基督教連盟』紙上への報告は無い。第28回(第3年第3回)常議員会においては, 主として鎌倉協議会について多くの時間が割かれ, 教会合同については取り上げられていない(『基督教連盟』第22号, 1925〔大正14〕年12月25日)。
 - 23) 『基督教連盟』第23号, 1926〔大正15〕年1月27日。
 - 24) たとえば, ある程度著名な宣教師であれば, 項目として収められている『日本キリスト教歴史大事典』等にも見られない名前である。
 - 25) 「フース, フー」(『大正十五年日本基督教年鑑』, 101頁)及び'Who's Who in This Issue' in *The Japan Evangelist* (Vol. XXXIII, September-October 1925)によると, ウォルトン (Rev. W. H.

- Murray Walton, M. A.) は1890年生まれ、出生地は南アフリカのケープタウンで、出身校はケンブリッジ大学。受洗は1890年、受按は1913年9月。所属教派は聖公会で、現職名が「文書伝道師」(『大正十五年日本基督教年鑑』, 101頁) あるいは「長老」(『昭和六年日本基督教年鑑』 日本基督教連盟, 1930 [昭和5] 年, 507頁。「長老」とは「[執事按手を受けし者]、其後長老按手を受けし者」[ヘレン・ボイル著, 前川眞二郎訳『日本聖公会小史』 聖公会出版社, 1940 [昭和15] 年, 119頁) のことであり、現在で言うところの「司祭」である) とあり、この時点で来日から10年間に過ぎており、『基督教通信講座』、『新生の飛躍』等の著作がある他、*The Japan Evangelist* の編集者も務めている。なお、パーミンガム大学の Cadbury Research Library には CMS 関連のコレクションがあり、ウォルトンの資料も複数含まれている (Finding Number CMS/ACC180及び同459等)。それら第一次史料にも基づいた、ウォルトンの人物像についてのより詳細な再構成は後日に期したい。
- 26) 『基督教週報』第1162号, 1925 [大正14] 年2月6日。なお、同紙上では、カナダ合同教会の成立については触れられているが (第1188号, 1925 [大正14] 年8月28日), 1925年夏の年会については一切触れられていない。
- 27) 「聖公会新生館は帝都に於てマレー・ウォルトン長老の指導の許に大活躍をなされたるが、此の事業は今では長老村尾昇一氏に継承せらる」(ヘレン・ボイル, 前掲書, 86頁)。
- 28) *The Japan Evangelist* (Vol. XXXIII, September-October 1925), pp. 275-284.
- 29) National Christian Council の訳語としては、現在の NCC: National Christian Council in Japan (日本キリスト教協議会) のように、「キリスト教協議会」とするのが適切かもしれないが、当時、National Christian Council of Japan の訳語には「日本基督教連盟」が用いられており、本稿では「キリスト教連盟」を使用することとした。
- 30) 『基督教連盟』第5号 (1924年 [大正13] 年7月10日) の巻頭に、「宣言書」が掲載されている。
- 31) 「日本基督教連盟憲法」第二条 (日本基督教連盟編『日本基督教連盟創立大会記録』1923 [大正12] 年, 11頁)。
- 32) キクユ (Kikuyu) は、現在の東アフリカ、ケニアの中央州にある町の名称。1913年にキクユでプロテスタント諸教派宣教師 (聖公会含む) による協議会が行われ、「(一) 各派の伝道区域を定め、又東阿一般の事を議せんがために定期の会議を開く事、(二) 聖書使徒信經ニカヤ信条を信仰の標準とする事、(三) 改宗者の洗礼準備期間を一定する事、(四) 洗礼は其浸礼たると滴礼たるとに拘はらず三位一体の名に於てする事、(五) 二百五十年以前に英国に於て定めたる堅信礼の如き者を今日東阿に於て其儘実施するは無理なりと思はるゝ事、及び實際英領到る所に於て英国教会以外の者が英国教会に往きて陪餐するは珍しからざる事実なること (六) 英国教会の祈祷書に基きたる一新祈祷書を作り、同盟諸教会に於て成るべく之を使用し、人民をして漸次之に慣れしむる事」の6か条を基礎にして、教会同盟が組織されようとした時、キクユ会議に出席していなかったザンジバルのウェストン主教が、これを英国国教会の精神に反するものとして、カンタベリー大主教に公式調査を求める抗議の手紙を書き、その後、いわゆる「キクユ問題」を引き起こした。「監督教会と教会同盟」(『護教』第1184号, 1914 [大正3] 年4月10日) 及び, Christopher Byaruhanga, 'Weston, Frank', in *The Dictionary of African Christian Biography* (DACB is a digital resource hosted by the Center for Global Christianity and Mission at Boston University School of Theology), http://www.dacb.org/stories/kenya/weston_frank.html, accessed August 26, 2012. を参照。
- 33) 本稿では南インドにおける教会合同について深く立ち入ることは出来ないが、以下、ごく簡単に触れておく。1901年に北米とスコットランドの長老派系ミッションの諸教会が合同し、次いで、1905年には英国と北米の2つの会衆派教会が合同した。これら長老派と会衆派の諸教会は1908年に合同し、「南インド合同教会」(The United Church of South India) が成立する。1919年、南インドのトランケバアで開催された会議において、聖公会と南インド合同教会に属する人々が「南インド教会合同の提案」を決議した。これは、教派の分裂から生じている伝道の障害を除去すべきことを表明し、合同案の基盤として「ランベス四綱領」(1888年。旧新約聖書、使徒信条およびニカイア信条、洗礼と聖餐の聖

礼典、そして主教職に基づく三職位の職制）を合同の指標として掲げたものである。1920年の第6回ランベス会議の宣言「教会再一致の訴え」や、種々の信仰職制世界会議や世界宣教会議の影響もあり、1947年には南インド合同教会と南インド・ウェスレー派メソジスト教会、そしてインド・ビルマ・セイロン聖公会（英国国教会系）の南インド4主教区の合同により「南インド教会」（The Church of South India）が成立した。懸案であった職制に関しては、合同前の旧教派の流れである会衆制、長老制と主教制の各要素を維持し、特に、使徒伝承の主教制度については、30年間の過渡期間において完全に実施することとなった。ウォルトンの講演の時点はまさに、トランケバアの会議後、3教会が合同に向けて話し合いを鋭意進めていた時であった（以上、主として村瀬義史「南インド教会合同に関する宣教論的考察」〔関西学院大学総合政策学部研究会『総合政策研究』第39巻、2011年〕を参照）。

34) 特に、W. H. Murray Walton, op. cit., p. 282.

35) 実際、後に発表される、『日本基督教諸派合同基礎案』（1929〔昭和4〕年9月）には、インドの合同案も参照され（22-23頁）、合同基礎案の提案者として日本聖公会の代表者2人の名（村尾昇一、多川幾造）も記されている（4頁）。

36) Woodsworth, Harold Frederick (1883-1939) は、カナダ・メソジスト教会宣教師として、「YMCAの英語教師として初来日。1921年創立以来、関西学院大学文学部の英文学教授兼学部長を、次いで1934年法文学部設立以来法文学部部長を歴任」した（ジャン・W・克蘭メル編『来日メソジスト宣教師事典 1873-1993』教文館、1996年、299頁）。

37) A. D. Woodsworth, "The Conference of the Federation of Christian Missions, 1925. Some Impressions" in *The Japan Evangelist* (Vol. XXXIII, September-October 1925), p. 264. なお、*The Japan Evangelist*誌上では、「A. D. Woodsworth」と記されているが、これは「H. F. Woodsworth」の誤りであろう。その理由として、*The Japan Evangelist*当該号の「Who's Who in This Issue」におけるA. D. Woodsworthを紹介する記事には、カナダ合同教会の宣教師であることが記されているが、当時、カナダ合同教会の駐日宣教師中、A.

D. Woodsworthなる人物はいないこと（*Methodist Year Book 1925* [Toronto: The Methodist Book and Publishing House, 1925], p. 428.）。また、1925年夏の年会の出席者名簿一覧（「The Roll of The Federation for 1925.' in *The Japan Evangelist* [Vol. XXXIII, September-October 1925], p. 337.）を見ても、カナダ合同教会から出席しているのはH. F. Woodsworthであり、A. D. Woodsworthの名前はどこにも見当たらない。また、出席していない人物が、年会の様子を生き活きと描写した記事を寄稿することは難しいと思われる。これら辻褃の合わない標記がある理由は、たぶん、スペルがやや似ている、アメリカ・クリスチャン教会宣教師のウッドウォース（Woodworth, Alonzo Dock 1892-1931年、日本に滞在）と混同してしまった結果と思われる（なお、当然ながら、1925年夏の年会へのアメリカ・クリスチャン教会からの出席者名にウッドウォースの名は無い）。よって、筆者はこの記事を、H. F. Woodsworthが執筆したものとして引用した。

38) Pedley, Hilton (1862-1930) はアメリカンボード宣教師。「1900-18（大正7）年、前橋に滞在し、同地方の伝道に携わる。その後、アメリカン・ボード在日宣教師団の主事となり、京都に在住、日本組合基督教会とアメリカン・ボードとの協力関係を促進し、30（昭和5）年引退」（竹中正夫「ペドレー」、『日本キリスト教歴史大事典』、1263頁）。

39) 『連盟時報』第65号、1929〔昭和4〕年9月15日。

40) 1925年8月27日附、静岡発、カナダ・トロントのジェイムズ・エンディコット海外宣教師局長宛書簡（UCC Archive, Accession Number 78.098C, Box 1.25〔トロントのカナダ合同教会史料室蔵。史料の収集にあたっては、トロント大学ウィクリフカレッジ留学中の田中光、トロント大学聖ミカエルカレッジ留学中の田中従子両氏に大変お世話になった。ここに記して謝意を表したい）。なお、この書簡は発信人が不明である。当時、日本におけるカナダ合同教会宣教師中、発信地の静岡で伝道をしていた人物は、Wilkinson, Alfred Tennyson, B. A. の一人である（*Methodist Year Book 1925*, p. 428.）。しかし、「The Roll of The Federation for 1925.' in *The Japan Evangelist* (Vol. XXXIII, September-October 1925), p. 337.によると、カナダ合同教会から

年会への出席は、Mrs. C. S. Wilkinson, W. J. M. Cragg, W. R. McWilliams, H. F. Woodsworth の4人であり、Wilkinson, Alfred Tennyson の出席は無い。ここには同じウィルキンソンという姓の女性の名が確認できるわけであるが、Wilkinson, Alfred Tennyson は Lillian A. Ruddell と結婚しているため (Wilkinson, Lillian A.), Mrs. C. S. Wilkinson が Wilkinson, Alfred Tennyson の妻ということでもなさそうである。Mrs. C. S. Wilkinson については、『来日メソジスト宣教師事典 1873-1993』(293頁)においても、1918年から1925年の間に日本に滞在していたとの情報しか記されていない。しかしまた、我々は脚注37で既に一例を見たように、*The Japan Evangelist*における人名は正確ではない場合があるため、*The Japan*

Evangelist における Mrs. C. S. Wilkinson との記述も、実際は Wilkinson, Alfred Tennyson の誤りであった可能性もある。これ以上確実なことは分からないが、上記のことを総合すると、この書簡は、年会に出席した Wilkinson, Alfred Tennyson 本人が執筆、または年会に出席したカナダ合同教会の4人の宣教師の誰かから様子を伝え聞いた Wilkinson, Alfred Tennyson が書き送った書簡の、どちらかと思われる。

41) A. D. Woodsworth, *op. cit.*, p. 265.

42) 塚田理『天皇制下のキリスト教 日本聖公会の戦いと苦難』(新教出版社, 1981年) 113頁以下には、日本聖公会側から見た教会合同運動について詳細に記されているが、1925年夏の年会と、ウォルトンについては触れられていない。